

陳情項目の回答書 (東栄町)

訪問日時: 平成 20 年 10 月 22 日(水) 10:30~11:30

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

〔回答〕

平成 18 年から平成 27 年の 10 年間の第 5 次東栄町総合計画に基づき、「いきいきと健やかに暮らす人づくり」を基本方針として、推進します。子供から高齢者まで住民一人ひとりが心身ともに健やかに元気でいきいきと暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実を図る。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

〔回答〕

第4期介護保険事業計画を策定中であり、検討していきたい。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

〔回答〕

第4期介護保険事業計画を策定中であり、検討していきたい。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

〔回答〕

社会福祉法人等による利用者負担軽減をさらに充実していきたい。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

〔回答〕

一律に制限していない。ケアプランに基づき具体的に判断している。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

〔回答〕

アンケートを実施して、意向を調査している。結果をみて第4期介護保険事業計画に反映していきたい。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

〔回答〕

労働者確保は大事なことであるので、前向きに財政支援を図っていきたい。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

[回答]

利用者のニーズを考慮したり、また会食方式についても今後検討していきたい。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

[回答]

地域の実態把握に基づき、検討していきたい。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

[回答]

包括、社協、保健衛生等が高齢者対象の事業を各地域で実施しており、必要に応じた援助を検討していきたい。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

[回答]

対象としていない。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答]

認定していないため、なし。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

[回答]

愛知県の要綱に基づいて実施しており、ひとり暮らし非課税者への単独支給は対象者も多く多大な財源が必要になるため財政担当との調整が必要。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答]

生活実態・滞納分析(悪質なものか否か)は、必要と考える。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

[回答]

愛知県の要綱に基づいて実施しているため、独自の対応は今のところ考慮しない。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

[回答]

保険事業については、充実していきたい。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

[回答]

検討している。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

[回答]

産前の5回を無料としている。また、出産準備金を1人当たり50,000円支給している。回数等は検討ていきたい。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

[回答]

保険料については、引上げを行わないよう毎年検討している。

減免拡大については、今後検討する。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

[回答]

国保制度であり考慮しない。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

[回答]

検討する。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答]

減免要件についても今後検討する。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

[回答]

生活実態を考慮し滞納分析してから判断する。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

[回答]

生活実態を、把握することは必要であると考えている。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

[回答]

特徴の対象者については、3人であり、ほとんどいない。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

[回答]

検討する。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

[回答]

国の基準に基づいて実施しているため、独自には実施しない。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

[回答]

総合的な軽減策を検討ていきたい。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係

者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

[回答]

アンケート調査の結果と関係者の意向を反映させた計画策定に取り組みをする。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

[回答]

特定検診、歯周疾患検診については、無料である。がん検診は負担金をいただいている。

実施期間を決めているが、今のところ問題はない。個別・集団とも実施している。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

[回答]

現在、70歳が対象となっていないため、今後実施を検討する。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

[回答]

国に準じて実施する。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上

